

四半期報告書

(第139期第2四半期) 自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

みずほ信託銀行株式会社

(E03628)

第139期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

みずほ信託銀行株式会社

目 次

	頁
第139期第2四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	7
第3 【設備の状況】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【株価の推移】	35
3 【役員の状況】	35
第5 【経理の状況】	36
1 【中間連結財務諸表】	37
2 【その他】	93
3 【中間財務諸表】	94
4 【その他】	122
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	123

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【四半期会計期間】 第139期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 野 中 隆 史

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 細 井 聡 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 細 井 聡 一

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)

みずほ信託銀行株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)

みずほ信託銀行株式会社千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)

みずほ信託銀行株式会社大阪支店
(大阪市北区曽根崎二丁目11番16号)

みずほ信託銀行株式会社神戸支店
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	127,953	131,691	120,513	277,058	277,479
うち連結信託報酬	百万円	32,880	32,468	28,962	66,134	63,003
連結経常利益	百万円	40,327	36,314	5,203	83,172	82,625
連結中間純利益	百万円	23,896	51,792	4,589		
連結当期純利益	百万円				67,745	88,451
連結純資産額	百万円	432,037	471,055	339,285	515,457	464,293
連結総資産額	百万円	6,392,618	6,591,982	6,165,170	6,665,974	6,332,381
1株当たり純資産額	円	33.67	46.13	27.64	49.62	44.21
1株当たり 中間純利益金額	円	4.75	10.30	0.91		
1株当たり 当期純利益金額	円				12.88	17.06
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	2.72	6.00	0.56		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円				7.77	10.39
自己資本比率	%	6.71	7.10	5.46	7.68	7.28
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.69	14.70	12.92	15.69	15.87
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	52,383	309,538	74,030	87,975	163,241
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,755	268,604	16,199	22,088	108,777
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	57,484	68,057	86,746	57,500	68,065
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	39,799	53,993	70,685		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				81,065	67,401
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,273 [531]	4,507 [559]	4,771 [570]	4,228 [530]	4,472 [563]
信託財産額	百万円	54,308,204	56,725,520	55,731,677	56,333,625	59,285,515

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、平成18年度から銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第137期中	第138期中	第139期中	第137期	第138期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	112,302	116,333	102,448	241,564	243,773
うち信託報酬	百万円	32,880	32,468	28,962	66,134	63,003
経常利益	百万円	39,527	34,887	4,076	79,797	78,735
中間純利益	百万円	24,060	51,400	3,686		
当期純利益	百万円				68,817	86,764
資本金	百万円	247,231	247,231	247,231	247,231	247,231
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	5,024,755 1,080,565	5,024,755 1,032,565	5,024,755 955,717	5,024,755 1,080,565	5,024,755 1,032,565
純資産額	百万円	424,487	463,100	331,246	508,375	455,681
総資産額	百万円	6,248,396	6,483,723	6,047,157	6,586,407	6,209,765
預金残高	百万円	2,779,120	2,985,278	2,793,168	2,821,861	2,696,877
貸出金残高	百万円	3,646,161	3,502,837	3,444,486	4,026,203	3,481,359
有価証券残高	百万円	1,768,918	1,939,013	1,610,380	1,719,550	1,674,882
1株当たり配当額	円	普通株式 第一回第一 種優先株式 第二回第三 種優先株式	普通株式 第一回第一 種優先株式 第二回第三 種優先株式	普通株式 第一回第一 種優先株式 第二回第三 種優先株式	普通株式 1.00 第一回第一 種優先株式 6.50 第二回第三 種優先株式 1.50	普通株式 1.00 第一回第一 種優先株式 6.50 第二回第三 種優先株式 1.50
自己資本比率	%	6.79	7.14	5.47	7.71	7.33
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.59	14.61	12.86	15.60	15.76
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,860 [470]	3,007 [487]	3,198 [485]	2,801 [473]	2,964 [486]
信託財産額	百万円	54,308,204	56,725,520	55,731,677	56,333,625	59,285,515
信託勘定貸出金残高	百万円	966,428	2,373,631	2,346,098	2,295,445	2,390,797
信託勘定有価証券残高	百万円	9,647,000	10,643,508	6,907,838	10,470,165	10,036,759

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	4,771 [570]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	3,198 [485]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2 従業員数は、取締役を兼務しない執行役員20人を含んでおりません。
3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
4 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は2,981人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

平成20年度中間連結会計期間及び第2四半期連結会計期間における当社グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりと分析しております。

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間においては、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

経営成績等の分析に用いた当連結会計年度(平成21年3月期)の第2四半期連結会計期間の計数は、中間連結財務諸表より第1四半期の四半期連結財務諸表を差し引いた値等に基づいております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1 総論

当第2四半期におけるわが国の経済は、輸出の増勢鈍化が続いていることなどから停滞しており、欧米金融機関の破綻等による国際金融資本市場の混乱が実体経済にマイナスの影響を与える懸念が強まるなど、景気に対する見通しは、厳しさを増しております。

このように経済環境が厳しさを増す中、当中間連結会計期間において、連結経常収益は前中間連結会計期間に比べ111億円減少して1,205億円、連結経常利益は前中間連結会計期間に比べ311億円減少して52億円、連結中間純利益は前中間連結会計期間に比べ472億円減少して45億円となりました。

財務面におきましては、財務健全性の改善を背景に、当中間連結会計期間において自己株式(優先株式)の取得及び消却を行い、自己資本の質的向上に努めました。

(1) 収益状況

概要

サブプライムローン問題に端を発した欧米金融機関の破綻等に伴う金融市場の混乱及び信用収縮の影響等を受け、債券及び株式の価格は大幅に下落し、当社においても相当額の処理を行なったことから、当中間連結会計期間の経常利益は52億円となりました。

それに加え、貸倒引当金戻入及びリース取引に関する会計基準の適用による特別損失の計上等により、当中間連結会計期間の中間純利益は45億円となりました。

連結粗利益

当中間連結会計期間の連結粗利益は、不動産市況の低迷による手数料の減少、株価下落に伴う信託報酬の減少等から、前中間連結会計期間に比べて117億円減少し794億円となりました。

与信関係費用

米国金融機関の経営破綻に関連する与信の回収不能等により貸出金償却129億円を計上した一方、貸倒引当金の純戻入額42億円を特別利益に計上したこと等の結果、当中間連結会計期間の与信関係費用は前中間連結会計期間に比べ303億円増加し86億円となりました。

連結中間純利益

上記の損益状況に加え、リース取引に関する会計基準の適用による22億円の特別損失ならびに法人税等調整額28億円等の所要額を加減した結果、当中間連結会計期間の純利益は、前中間連結会計期間に比べ472億円減少し45億円となりました。

(2) 財務の健全性

不良債権

金融再生法開示債権の残高（銀行・信託勘定合算）は、前連結会計年度末残高814億円から173億円減少して641億円となりました。不良債権比率は2.24%から0.45ポイント低下して1.78%となりました。

繰延税金資産

平成20年9月末の繰延税金資産の純額は、平成20年3月末より90億円増加し449億円となりました。そのTier 1に対する比率は、14.88%となりました。

自己資本比率

平成20年9月末の連結自己資本比率は、優先株式の取得・消却、有価証券の含み益の減少等に伴い、平成20年3月末比2.95ポイント低下して12.92%となりました。

(3) 資本政策

平成20年6月30日に、株式会社みずほフィナンシャルグループ保有の第一回第一種優先株式76,848千株(789億円)を取得し、消却を実施しました。これは、当社の財務健全性の改善を背景に、現在取得可能期間内にある優先株式の転換に伴う普通株式希薄化の抑制並びに資本の質の向上の推進という考え方に基づくものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは740億円のプラスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は借入金の増加及び債券貸借取引受入担保金の減少等であります。第2四半期連結会計期間においては1,567億円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは161億円のプラスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は有価証券の取得・売却による収支等であります。第2四半期連結会計期間においては1,274億円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは867億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は自己株式の取得による支出等であります。第2四半期連結会計期間においては第1四半期横ばいで867億円のマイナスとなりました。

現金及び現金同等物の中間期末残高

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ32億円増加して706億円となりました。第2四半期連結会計期間においては、294億円増加しました。

2 経営成績の分析

(1) 損益の状況

当中間連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間において、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

損益の状況に用いた当連結会計年度(平成21年3月期)の第2四半期連結会計期間の計数は、中間連結財務諸表より第1四半期の四半期連結財務諸表を差し引いた値等に基づいております。

(表1)

	前中間 連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日) (億円)	当中間 連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日) (億円)	比較 (億円)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日) (億円)
連結粗利益	912	794	△117	408
資金利益	265	264	△0	130
信託報酬	324	289	△35	163
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—	—
役務取引等利益	286	220	△66	118
特定取引利益	5	7	1	3
その他業務利益	29	12	△16	△7
営業経費	△523	△586	△62	△294
不良債権処理額	△5	△129	△124	△131
株式等損益	13	△19	△32	△26
持分法による投資損益	0	0	△0	0
その他	△34	△7	27	5
経常損益 (+ + + + +)	363	52	△311	△39
特別損益	233	19	△213	△0
うち貸倒引当金戻入益	221	42	△179	—
税金等調整前中間(四半期)純損益 (+)	596	71	△524	△39
税金関係費用	△76	△32	44	△41
少数株主損益	△1	6	7	1
中間(四半期)純損益 (+ +)	517	45	△472	△78
与信関係費用 (含む信託勘定与信関係費用)	216	△86	△303	△131

(注) 費用項目は△表記しております。

連結粗利益

当中間連結会計期間の連結粗利益は、前中間連結会計期間に比べ117億円減少し794億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

資金利益

当中間連結会計期間の資金利益は、前中間連結会計期間比ほぼ横ばいで264億円となりました。

信託報酬

当中間連結会計期間の信託報酬は、株価下落等により受託資産の時価額が減少したことに伴う信託報酬の減少等により、前中間連結会計期間に比べ35億円減少し289億円となりました。

役務取引等利益

当中間連結会計期間の役務取引等利益は、不動産関連手数料の減少等により、前中間連結会計期間に比べ66億円減少し220億円となりました。

その他業務利益

当中間連結会計期間のその他業務利益は、主として国債等債券償却の増加により、前中間連結会計期間に比べ16億円減少し12億円となりました。

営業経費

当中間連結会計期間の営業経費は、年金資産運用利回り低下に伴う退職給付費用等の増加により、前中間連結会計期間に比べ62億円増加し586億円となりました。

不良債権処理額（与信関係費用）

米国金融機関の経営破綻に関連する与信の回収不能等により貸出金償却129億円を計上した一方、貸倒引当金の純戻入額42億円を特別利益に計上したこと等の結果、当中間連結会計期間の与信関係費用は前中間連結会計期間に比べ303億円増加し86億円となりました。

株式等損益

株式市況低迷等に伴う株式等償却の発生により、当中間連結会計期間の株式等損益は前中間連結会計期間に比べ32億円減少し19億円の損失となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前年同期ほぼ横ばいとなっております。

その他

当中間連結会計期間は、前中間連結会計期間に比べ27億円改善し△7億円となりました。

経常損益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は52億円と前中間連結会計期間に比べ311億円減少しました。

特別損益

当中間連結会計期間の特別損益は、貸倒引当金戻入益の減少及びリース取引に関する会計基準の適用に伴う22億円の特別損失の計上等により、前中間連結会計期間に比べ213億円減少し19億円の利益となりました。

税金等調整前中間純損益

以上の結果、税金等調整前中間純利益は71億円と前中間連結会計期間に比べ524億円減少いたしました。

税金関係費用

税金関係費用は、主として税効果会計による法人税等調整額が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ44億円減少し32億円となりました。

少数株主損益

当中間連結会計期間の少数株主損益は、6億円の損失（中間純利益に加算）となりました。

中間純損益

以上の結果、中間純利益は前中間連結会計期間に比べ472億円減少し45億円となりました。

(2) セグメント情報

当中間連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における所在地別セグメント情報における経常損益は以下のとおりです。

また、当社グループは信託銀行業以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1中間連結財務諸表の（セグメント情報）に記載しております。

(表2)

	前中間 連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日) (億円)	当中間 連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日) (億円)	比較 (億円)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日) (億円)
日本	363	67	△295	△21
その他の地域(米州・欧州)	3	△12	△16	△17
計	366	55	△311	△39
消去または全社	△3	△3	0	—
経常損益	363	52	△311	△39

3 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(表3)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
資産の部	63,323	61,651	△1,672
うち有価証券	16,909	16,282	△627
うち貸出金	34,766	34,347	△419
負債の部	58,680	58,258	△422
うち預金	28,041	28,953	911
うち譲渡性預金	7,295	8,098	803
純資産の部	4,642	3,392	△1,250
株主資本合計	3,899	3,077	△821
評価・換算差額等合計	711	289	△422
少数株主持分	31	25	△6

(1) 資産の部
有価証券
(表 4)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
有価証券	16,909	16,282	△627
国債	8,333	9,589	1,255
地方債	94	84	△9
社債	966	920	△45
株式	3,099	2,884	△215
その他の証券	4,415	2,803	△1,612

有価証券は、国債が1,255億円増加した一方、株式が価格下落等の影響により215億円減少したこと及びその他の証券が外国債券を中心に1,612億円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ627億円減少し、1兆6,282億円となりました。

貸出金
(表 5)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
貸出金	34,766	34,347	△419

貸出金は3兆4,347億円と、前連結会計年度末に比べ419億円減少しております。

(2) 負債の部
預金
(表 6)

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
預金	28,041	28,953	911
譲渡性預金	7,295	8,098	803

預金は、主として法人預金の増加により、前連結会計年度末に比べ911億円増加し2兆8,953億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末に比べ803億円増加し8,098億円となりました。

(3) 純資産の部
(表 7)

	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
純資産合計	4,642	3,392	△1,250
株主資本合計	3,899	3,077	△821
資本金	2,472	2,472	—
資本剰余金	153	153	—
利益剰余金	1,274	453	△821
自己株式	△1	△1	△0
評価・換算差額等合計	711	289	△422
その他有価証券評価差額金	670	309	△360
繰延ヘッジ損益	43	△11	△55
為替換算調整勘定	△2	△8	△6
少数株主持分	31	25	△6

当中間連結会計期間末の純資産合計は3,392億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

利益剰余金は、自己株式（優先株式）の消却により789億円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ821億円減少し453億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、金融市場の混乱、信用収縮の影響等を受け、債券及び株式共に価格が下落したこと等から、前連結会計年度末に比べ360億円減少し309億円となりました。

4 不良債権に関する分析

(1) 残高に関する分析（連結ベース）

(表 8) 金融再生法開示債権額（銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算）

	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	304	359	55
危険債権	105	187	82
要管理債権	404	93	△311
小計(要管理債権以下) (A)	814	641	△173
正常債権	35,506	35,216	△289
合計 (B)	36,321	35,858	△463
(A)/(B)%	2.24	1.78	△0.45

金融再生法開示債権は、一部取引先の債務者区分変更等により、前連結会計年度末と比べ173億円減少し、641億円となりました。債権者区分別では、要管理債権が311億円の減少となっております。この結果、不良債権比率は0.45ポイント低下し、1.78ポイントとなっております。

(参考) 保全に関する分析 (単体ベース)

金融再生法開示債権(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算、要管理債権以下)の保全状況は以下のとおりであります。

(表 9)

		前事業年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	293	347	53
うち担保・保証等	(B)	172	225	53
うち引当金	(C)	121	121	0
保全率(%)	$((B)+(C))/(A)$	100.0	100.0	—
危険債権	(A)	103	183	80
うち担保・保証等	(B)	74	139	65
うち引当金	(C)	19	27	8
保全率(%)	$((B)+(C))/(A)$	90.7	91.2	0.5
要管理債権	(A)	404	92	△312
うち担保・保証等	(B)	78	36	△41
うち引当金	(C)	116	14	△101
保全率(%)	$((B)+(C))/(A)$	48.1	55.8	7.6

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を「個別貸倒引当金」として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、保全率は100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して算定した金額を「個別貸倒引当金」等として計上しております。その結果、保全率は91.2%となっております。

要管理債権については、債権額に、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を乗じた金額を「一般貸倒引当金」として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュフロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、保全率は55.8%となっております。

5 自己資本比率(国際統一基準)に関する分析

(表10) バーゼルII 自己資本比率

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
基本的項目(Tier 1)	3,748	3,019	△728
資本金	2,472	2,472	—
資本剰余金	153	153	—
利益剰余金	1,274	453	△821
自己株式	△1	△1	△0
社外流出予定額	△77	—	77
為替換算調整勘定	△2	△8	△6
連結子法人等の少数株主持分	30	24	△6
その他	△101	△73	28
補充的項目(Tier 2)	2,186	1,984	△201
(うち自己資本への算入額)	(2,186)	(1,984)	(△201)
その他有価証券の含み益の45%相当額	354	156	△198
一般貸倒引当金	9	6	△3
負債性資本調達手段等	1,822	1,822	—
控除項目	82	62	△20
自己資本額(+ -)	5,852	4,942	△910
リスク・アセット等	36,873	38,239	1,365
連結自己資本比率(国際統一基準) (/) (%)	15.87	12.92	△2.95
Tier 1 比率 (/) (%)	10.16	7.89	△2.27

自己資本額は、前連結会計年度に比べ910億円減少し、4,942億円となりました。これは、自己株式（優先株式）の取得・消却により基本的項目が減少したこと、有価証券の含み益の減少等により補充的項目が減少したことが主な要因です。リスク・アセット等は、フロア調整額（旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額）の増加等に伴い、前連結会計年度に比べ1,365億円増加し、3兆8,239億円となりました。以上の結果、バーゼルII 自己資本比率（国際統一基準）は前連結会計年度から2.95ポイント低下し12.92%となり、Tier 1 比率は2.27ポイント低下し7.89%となりました。

—参考—

(表11) バーゼル I 自己資本比率

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)	比較 (億円)
基本的項目(Tier 1)	3,850	3,093	△756
補充的項目(Tier 2)*	2,405	2,141	△263
控除項目	17	17	△0
自己資本額(+ -)	6,237	5,217	△1,020
リスク・アセット等	46,030	46,115	84
連結自己資本比率(国際統一基準) (/) (%)	13.55	11.31	△2.24
Tier 1 比率 (/) (%)	8.36	6.70	△1.66

*自己資本算入額

6 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,373,631	4.19	2,346,098	4.21	2,390,797	4.03
有価証券	10,643,508	18.76	6,907,838	12.40	10,036,759	16.93
信託受益権	29,545,341	52.09	31,715,812	56.91	31,074,656	52.42
受託有価証券	698,968	1.23	809,825	1.45	749,097	1.26
金銭債権	6,329,596	11.16	6,494,596	11.65	6,414,852	10.82
有形固定資産	5,203,891	9.17	5,679,151	10.19	5,536,242	9.34
無形固定資産	132,284	0.23	144,473	0.26	143,798	0.24
その他債権	133,293	0.23	94,860	0.17	1,292,860	2.18
コールローン	33,534	0.06	18,600	0.03	27,801	0.05
銀行勘定貸	1,061,071	1.87	859,710	1.54	952,087	1.61
現金預け金	570,399	1.01	660,709	1.19	666,562	1.12
合計	56,725,520	100.00	55,731,677	100.00	59,285,515	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	21,563,639	38.02	17,998,045	32.29	22,502,854	37.96
年金信託	4,385,372	7.73	3,995,136	7.17	4,197,246	7.08
財産形成給付信託	5,687	0.01	3,696	0.01	5,536	0.01
貸付信託	118,964	0.21	64,364	0.11	87,843	0.15
投資信託	7,564,117	13.33	9,723,767	17.45	8,757,949	14.77
金銭信託以外の金銭の信託	2,993,534	5.28	2,733,938	4.91	2,779,194	4.69
有価証券の信託	4,667,478	8.23	4,924,860	8.84	4,881,080	8.23
金銭債権の信託	6,234,801	10.99	6,325,559	11.35	6,317,224	10.65
動産の信託	321	0.00	95	0.00	208	0.00
土地及びその定着物の信託	445,211	0.78	420,433	0.75	444,995	0.75
包括信託	8,743,191	15.41	9,538,221	17.11	9,308,000	15.70
その他の信託	3,200	0.01	3,558	0.01	3,380	0.01
合計	56,725,520	100.00	55,731,677	100.00	59,285,515	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末3,007,927百万円、当中間連結会計期間末2,430,909百万円、前連結会計年度末2,638,431百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	7,624	0.32	2,861	0.12
建設業	951	0.04	262	0.01
情報通信業	1,315,582	55.42	1,243,524	53.00
運輸業	848	0.04	393	0.02
卸売・小売業	545	0.02	325	0.01
金融・保険業	161,892	6.82	287,854	12.27
不動産業	86,763	3.66	86,568	3.69
各種サービス業	13,316	0.56	11,685	0.50
地方公共団体	17,949	0.76	15,814	0.68
その他	768,161	32.36	696,812	29.70
合計	2,373,631	100.00	2,346,098	100.00

元本補てん契約のある信託の運用/受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	46,061	—	46,061	36,148	—	36,148	39,904	—	39,904
有価証券	93,256	—	93,256	78,148	—	78,148	77,962	—	77,962
その他	829,003	118,978	947,981	790,067	64,364	854,431	791,401	87,846	879,248
資産計	968,321	118,978	1,087,300	904,364	64,364	968,728	909,268	87,846	997,115
元本	967,655	117,638	1,085,293	903,736	63,494	967,231	908,531	86,775	995,306
債権償却準備金	141	—	141	111	—	111	123	—	123
特別留保金	—	817	817	—	415	415	—	567	567
その他	524	522	1,047	516	454	970	613	504	1,117
負債計	968,321	118,978	1,087,300	904,364	64,364	968,728	909,268	87,846	997,115

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金46,061百万円のうち、延滞債権額は7,314百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金36,148百万円のうち、延滞債権額は3,147百万円であります。

前連結会計年度末 貸出金39,904百万円のうち、延滞債権額は3,154百万円であります。

(参考) 貸付信託勘定の有価証券の時価等

前中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度末(平成20年3月31日)

該当ありません。

(参考) 資産の査定(信託勘定)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		0
危険債権	73	31
要管理債権		
正常債権	387	330

(単体情報)

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	80,190	70,509	△9,681
うち信託報酬	32,468	28,962	△3,505
うち信託勘定与信関係費用(△)	—	—	—
経費(除く臨時処理分)(△)	43,910	46,424	2,513
人件費(△)	14,461	16,168	1,707
物件費(△)	27,910	28,719	809
税金(△)	1,538	1,536	△2
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	36,280	24,084	△12,195
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	—	—
業務純益	36,280	24,084	△12,195
信託勘定償却前業務純益	36,280	24,084	△12,195
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	36,280	24,084	△12,195
うち債券関係損益	2,912	3,464	551
臨時損益	△1,392	△20,008	△18,616
株式関係損益	1,303	△4,279	△5,583
不良債権処理額(△)	511	12,955	12,444
貸出金償却(△)	507	12,955	12,448
その他の債権売却損(△)	4	—	△4
その他臨時損益	△2,184	△2,772	△588
経常利益	34,887	4,076	△30,811
特別損益	23,357	3,440	△19,917
うち固定資産処分損益	△305	△253	51
うち減損損失	△17	△32	△14
うち償却債権取立益	1,461	301	△1,160
うち貸倒引当金戻入益	22,191	3,887	△18,304
うち偶発損失引当金戻入益	28	30	2
税引前中間純利益	58,245	7,517	△50,728
法人税、住民税及び事業税(△)	9	11	2
法人税等調整額(△)	6,836	3,819	△3,016
中間純利益	51,400	3,686	△47,713

(注) 1 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定与信関係費用

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却－投資損失引当金繰入額(債券対応分)±金融派生商品損益(債券関連)

7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額(株式対応分)±金融派生商品損益(株式関連)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.40	1.54	0.13
貸出金利回	1.54	1.77	0.23
有価証券利回	1.15	1.40	0.25
(2) 資金調達利回	0.62	0.67	0.05
預金等利回	0.52	0.60	0.08
(3) 資金粗利鞘	0.78	0.86	0.07

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	30.47	27.23	△3.24
業務純益ベース	30.47	27.23	△3.24
中間純利益ベース	43.17	4.16	△39.00

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	967,655	903,736	△63,918
		平残	976,406	905,326	△71,079
	貸付信託	末残	117,638	63,494	△54,143
		平残	144,764	75,912	△68,851
	合計	末残	1,085,293	967,231	△118,062
		平残	1,121,170	981,239	△139,931
貸出金	金銭信託	末残	46,061	36,148	△9,913
		平残	49,988	38,762	△11,226
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—
	合計	末残	46,061	36,148	△9,913
		平残	49,988	38,762	△11,226

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	600,976	543,886	△57,089
法人	484,317	423,344	△60,972
合計	1,085,293	967,231	△118,062

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	10,429	9,734	△695
住宅ローン残高	10,421	9,729	△691
その他ローン残高	8	4	△3

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。
前中間会計期間：768,155百万円 当中間会計期間：696,803百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	863,856	795,519	△68,337
総貸出金残高	百万円	2,373,631	2,346,098	△27,533
中小企業等貸出金比率	／ %	36.39	33.90	△2.48
中小企業等貸出先件数	件	1,567	1,382	△185
総貸出先件数	件	1,616	1,428	△188
中小企業等貸出先件数比率	／ %	96.96	96.77	△0.18

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,985,278	2,793,168	△192,110
預金(平残)	2,971,390	2,738,042	△233,348
貸出金(末残)	3,502,837	3,444,486	△58,351
貸出金(平残)	3,940,637	3,433,904	△506,733

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	1,832,871	1,854,075	21,204
法人	1,142,898	939,093	△203,805
合計	2,975,770	2,793,168	△182,601

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	313,501	296,634	△16,867
住宅ローン残高	259,641	250,198	△9,443
その他ローン残高	53,859	46,435	△7,423

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：644,648百万円 当中間会計期間：637,955百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,780,208	1,605,065	△175,143
総貸出金残高	百万円	3,488,266	3,430,265	△58,000
中小企業等貸出金比率	／ %	51.03	46.79	△4.24
中小企業等貸出先件数	件	55,530	50,613	△4,917
総貸出先件数	件	56,164	51,248	△4,916
中小企業等貸出先件数比率	／ %	98.87	98.76	△0.11

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	140	37,620	111	38,785
計	140	37,620	111	38,785

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,231	247,231
	うち非累積的永久優先株	118,141	98,929
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	15,373	15,373
	利益剰余金	90,808	45,321
	自己株式()	121	133
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	506	890
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	2,873	2,437
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	4,127	3,451
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		3,918
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	352,545	301,969
	繰延税金資産の控除金額()(注1)		
計 (A)	352,545	301,969	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	66,620	15,642
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	902	637
	適格引当金が期待損失額を上回る額	3,160	
	負債性資本調達手段等	182,200	182,200
	うち永久劣後債務(注3)	42,700	42,700
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	139,500	139,500
	計	252,883	198,480
うち自己資本への算入額 (B)	252,883	198,480	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	1,413	6,231
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	604,015	494,218

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,026,837	2,881,983
	オフ・バランス取引等項目	179,787	146,506
	信用リスク・アセットの額 (F)	3,206,625	3,028,490
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	22,176	7,510
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	1,774	600
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	343,904	347,850
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	27,512	27,828
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	534,322	440,112
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	4,107,029	3,823,964
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		14.70	12.92
(参考) Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)		8.58	7.89

(注) 1 平成20年9月30日における「繰延税金資産の純額に相当する額」は44,950百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は60,393百万円であります。

2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,231	247,231
	うち非累積的永久優先株	118,141	98,929
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	15,367	15,367
	その他資本剰余金		
	利益準備金	6,514	8,061
	その他利益剰余金	80,126	30,895
	その他		
	自己株式()	121	133
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	4,127	3,451
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		4,639
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	344,991	293,330
	繰延税金資産の控除金額()(注1)		
計 (A)	344,991	293,330	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	66,308	15,477
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	328	222
	適格引当金が期待損失額を上回る額	1,478	
	負債性資本調達手段等	182,200	182,200
	うち永久劣後債務(注3)	42,700	42,700
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	139,500	139,500
	計	250,315	197,900
うち自己資本への算入額 (B)	250,315	197,900	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	911	5,965
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	594,395	485,266
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,981,550	2,853,191
	オフ・バランス取引等項目	178,635	145,867
	信用リスク・アセットの額 (F)	3,160,186	2,999,059
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	21,081	7,079
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	1,686	566
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	300,028	302,448
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	24,002	24,195
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	586,311	463,398
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	4,067,606	3,771,985	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E)/(L) × 100(%)		14.61	12.86
(参考) Tier 1比率 = (A)/(L) × 100(%)		8.48	7.77

- (注) 1 平成20年9月30日における「繰延税金資産の純額に相当する額」は46,091百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は58,666百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(参考) 資産の査定(銀行勘定・単体)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	299	347
危険債権	88	152
要管理債権	415	92
正常債権	35,377	34,998

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において計画中であった、みずほ信不動産販売株式会社（国内連結子会社）の本社事務所移転については、平成20年7月に完了しました。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,855,717,123

(注) 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,024,755,829	同左	東京証券取引所 第一部 大阪証券取引所 第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
第一回第一種 優先株式 (注)1	155,717,123	同左	—	無議決権株式であるが、当社 定款第16条の規定により議決 権を有することがある株式
第二回第三種 優先株式 (注)2	800,000,000	同左	—	同上
計	5,980,472,952	同左	—	—

(注) 1 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

2 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 5,024,755 優先株式 955,717	—	247,231,913	—	15,367,385

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	3,500,391	69.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	52,825	1.05
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	40,076	0.79
モルガン・ホワイトファイヤーズ エキ्यूティ ディリヴェイティブ(常任代理人 みずほコーポレート銀行)	902 MARKET STREET, WILMINGTON, DELAWARE DE 19801 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	23,615	0.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	22,693	0.45
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	13,140	0.26
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号	12,179	0.24
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	10,364	0.20
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	10,354	0.20
計	—	3,735,639	74.34

第一回第一種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	155,717	100.00

第二回第三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	800,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種 優先株式 155,717,000	—	優先株式の内容は、「1 株式等の 状況」の「(1) 株式の総数等」の 「発行済株式」の注記に記載さ れております。
	第二回第三種 優先株式 800,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 805,000	—	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 5,021,895,000	普通株式 5,021,895	同上
単元未満株式(注)2	普通株式 2,055,829 第一回第一種 優先株式 123	—	—
発行済株式総数	5,980,472,952	—	—
総株主の議決権	—	5,021,895	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式44千株(議決権44個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 16 株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号	805,000	—	805,000	0.01
計	—	805,000	—	805,000	0.01

(注) このほか、株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1千株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	175	198	223	187	168	162
最低(円)	143	166	181	165	148	134

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員（取締役・監査役）の異動はありません。

なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	常務執行役員 不動産鑑定部長	角倉 英司	平成20年7月4日
執行役員 本店営業第三部長	執行役員 運用企画部長	福田 正雄	平成20年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表は新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	233,758	394,222	382,506
コールローン及び買入手形	207,889	19,340	25,752
債券貸借取引支払保証金	32,282	-	51,864
買入金銭債権	333,820	335,133	335,964
特定取引資産	26,423	27,999	40,465
有価証券	1, 8 1,956,573	1, 8 1,628,222	1, 8 1,690,985
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,499,468	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,434,758	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,476,696
外国為替	1,516	1,499	1,414
その他資産	8 203,307	8 191,578	8 214,595
有形固定資産	10, 11 35,949	10 38,547	10, 11 35,689
無形固定資産	25,437	30,933	27,765
繰延税金資産	24,088	44,950	36,169
支払承諾見返	38,028	39,122	39,068
貸倒引当金	26,555	21,140	26,556
投資損失引当金	7	-	-
資産の部合計	6,591,982	6,165,170	6,332,381
負債の部			
預金	8 3,080,044	8 2,895,307	8 2,804,176
譲渡性預金	559,300	809,870	729,560
コールマネー及び売渡手形	8 387,445	8 535,309	8 580,664
債券貸借取引受入担保金	8 523,023	8 168,181	8 442,549
特定取引負債	25,066	28,992	32,300
借入金	8, 12 200,266	8, 12 242,400	12 22,250
外国為替	8	1	8
社債	13 162,200	13 162,200	13 162,200
信託勘定借	1,061,071	859,710	952,087
その他負債	57,422	56,600	74,733
賞与引当金	2,645	2,739	2,736
退職給付引当金	11,042	11,727	11,345
役員退職慰労引当金	492	249	638
偶発損失引当金	11,642	12,559	12,590
預金払戻損失引当金	815	910	875
繰延税金負債	410	0	301
支払承諾	38,028	39,122	39,068
負債の部合計	6,120,926	5,825,884	5,868,087

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	247,231	247,231	247,231
資本剰余金	15,373	15,373	15,373
利益剰余金	90,808	45,321	127,467
自己株式	121	133	126
株主資本合計	353,293	307,793	389,946
その他有価証券評価差額金	113,942	30,936	67,014
繰延ヘッジ損益	302	1,110	4,399
為替換算調整勘定	506	890	237
評価・換算差額等合計	114,751	28,935	71,176
少数株主持分	3,011	2,556	3,170
純資産の部合計	471,055	339,285	464,293
負債及び純資産の部合計	6,591,982	6,165,170	6,332,381

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	131,691	120,513	277,479
信託報酬	32,468	28,962	63,003
資金運用収益	51,921	48,040	105,899
(うち貸出金利息)	31,079	31,105	62,507
(うち有価証券利息配当金)	15,922	11,617	30,674
役務取引等収益	37,481	30,195	82,339
特定取引収益	570	726	1,108
その他業務収益	3,699	5,254	15,108
その他経常収益	5,550	7,333	10,019
経常費用	95,377	115,309	194,853
資金調達費用	25,340	21,558	51,381
(うち預金利息)	9,170	9,365	19,439
役務取引等費用	8,823	8,183	16,708
その他業務費用	730	3,985	2,803
営業経費	52,357	58,655	105,454
その他経常費用	※1 8,125	※1 22,926	※1 18,506
経常利益	36,314	5,203	82,625
特別利益	※2 23,689	※2 4,563	※2 22,719
特別損失	381	※4 2,592	※3 963
税金等調整前中間純利益	59,623	7,175	104,381
法人税、住民税及び事業税	676	396	1,296
法人税等調整額	6,978	2,808	14,271
法人税等合計		3,205	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	175	△619	362
中間純利益	51,792	4,589	88,451

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	247,231	247,231	247,231
当中間期末残高	247,231	247,231	247,231
資本剰余金			
前期末残高	15,373	15,373	15,373
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	15,373	15,373	15,373
利益剰余金			
前期末残高	107,063	127,467	107,063
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,047	△7,735	△8,047
中間純利益	51,792	4,589	88,451
自己株式の処分	—	△0	—
自己株式の消却	△59,999	△78,999	△59,999
当中間期変動額合計	△16,254	△82,146	20,403
当中間期末残高	90,808	45,321	127,467
自己株式			
前期末残高	△110	△126	△110
当中間期変動額			
自己株式の取得	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の処分	0	3	2
自己株式の消却	60,000	78,999	60,000
当中間期変動額合計	△10	△7	△15
当中間期末残高	△121	△133	△126
株主資本合計			
前期末残高	369,558	389,946	369,558
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,047	△7,735	△8,047
中間純利益	51,792	4,589	88,451
自己株式の取得	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の処分	1	3	2
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	△16,265	△82,153	20,388
当中間期末残高	353,293	307,793	389,946

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	142,109	67,014	142,109
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△28,166	△36,077	△75,094
当中間期変動額合計	△28,166	△36,077	△75,094
当中間期末残高	113,942	30,936	67,014
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	782	4,399	782
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△479	△5,509	3,616
当中間期変動額合計	△479	△5,509	3,616
当中間期末残高	302	△1,110	4,399
為替換算調整勘定			
前期末残高	153	△237	153
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	352	△653	△390
当中間期変動額合計	352	△653	△390
当中間期末残高	506	△890	△237
評価・換算差額等合計			
前期末残高	143,045	71,176	143,045
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△28,294	△42,240	△71,868
当中間期変動額合計	△28,294	△42,240	△71,868
当中間期末残高	114,751	28,935	71,176
少数株主持分			
前期末残高	2,854	3,170	2,854
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	157	△613	316
当中間期変動額合計	157	△613	316
当中間期末残高	3,011	2,556	3,170

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	515,457	464,293	515,457
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,047	△7,735	△8,047
中間純利益	51,792	4,589	88,451
自己株式の取得	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の処分	1	3	2
自己株式の消却	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△28,136	△42,854	△71,552
当中間期変動額合計	△44,402	△125,007	△51,164
当中間期末残高	471,055	339,285	464,293

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	59,623	7,175	104,381
減価償却費	5,075	5,004	9,563
減損損失	17	32	355
持分法による投資損益 (△は益)	△60	△17	△524
貸倒引当金の増減 (△)	△22,597	△4,797	△21,296
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	0	—	△7
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△28	△30	920
賞与引当金の増減額 (△は減少)	323	2	414
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	273	381	576
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	19	△389	166
預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	815	34	875
資金運用収益	△51,921	△48,040	△105,899
資金調達費用	25,340	21,558	51,381
有価証券関係損益 (△)	△4,136	282	△13,008
為替差損益 (△は益)	3,283	△4,569	39,155
固定資産処分損益 (△は益)	336	310	577
特定取引資産の純増 (△) 減	△252	12,465	△14,294
特定取引負債の純増減 (△)	△12	△3,307	7,220
貸出金の純増 (△) 減	522,417	41,319	543,890
預金の純増減 (△)	181,554	98,583	△88,418
譲渡性預金の純増減 (△)	△47,790	80,310	122,470
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△49,916	220,150	△227,932
預け金 (中央銀行預け金を除く) の純増 (△) 減	17,185	△13,282	△121,869
コールローン等の純増 (△) 減	△209,947	5,366	△29,971
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△32,282	51,864	△51,864
コールマネー等の純増減 (△)	△209,997	△45,355	△16,778
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	29,040	△274,368	△51,432
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△1,209	△85	△1,106
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△2	△7	△1
信託勘定借の純増減 (△)	64,575	△92,376	△44,408
資金運用による収入	53,679	49,913	108,654
資金調達による支出	△24,198	△21,939	△48,780
その他	1,620	△11,419	13,071
小計	310,830	74,768	166,079
法人税等の支払額	△1,292	△738	△2,837
営業活動によるキャッシュ・フロー	309,538	74,030	163,241

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△1,001,401	△866,826	△2,413,243
有価証券の売却による収入	583,022	740,738	1,909,797
有価証券の償還による収入	157,946	150,226	406,298
有形固定資産の取得による支出	△1,159	△1,478	△2,657
無形固定資産の取得による支出	△9,882	△11,136	△14,044
有形固定資産の売却による収入	99	—	137
無形固定資産の売却による収入	2,770	4,675	4,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	△268,604	16,199	△108,777
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	10,500	—	10,500
劣後特約付社債の償還による支出	△10,500	—	△10,500
配当金の支払額	△8,047	△7,735	△8,047
少数株主への配当金の支払額	—	△2	△2
自己株式の取得による支出	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の売却による収入	1	3	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,057	△86,746	△68,065
現金及び現金同等物に係る換算差額	52	△199	△62
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△27,071	3,284	△13,664
現金及び現金同等物の期首残高	81,065	67,401	81,065
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 53,993	※1 70,685	※1 67,401

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. なお、東京情報センター株式会社は、平成19年4月1日に株式会社みずほトラストシステムズに吸収合併されたことにより連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社3社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. なお、東京情報センター株式会社は、平成19年4月1日に株式会社みずほトラストシステムズに吸収合併されたことにより連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社3社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社は、設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 6社 (2) 中間連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの中間決算日等の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 6社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社 3月末日 6社 (2) 連結財務諸表の作成に当っては、いずれもそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 開示対象特別目的会社に関する事項	—————	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引概要 当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。 特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は103,978百万円、負債総額(単純合算)は103,978百万円であります。 なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。 (2) 当中間連結会計期間における開示対象目的会社との取引金額等 主な取引の当中間連結会計期間末残高 貸出金 68,413百万円 信用枠及び流動性枠 28,158百万円 主な損益 貸出金利息 456百万円	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が56百万円、有価証券が726百万円減少するとともに、その他有価証券評価差額金が783百万円減少しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が427百万円増加、有価証券が1,948百万円減少するとともに、繰延税金資産が617百万円増加、その他有価証券評価差額金が903百万円減少しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3～50年 動産：2～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		リース資産 所有権移転外ファイ ナンス・リース取引に 係る「有形固定資産」 及び「無形固定資産」 中のリース資産の減価 償却は、原則として自 己所有の固定資産に適 用する方法と同一の方 法を採用しております。	
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」という) に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者 (以下、「実質破綻先」 という)に係る債権につ いては、以下のなお書き に記載されている直接減 額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込 額を控除し、その残額を 計上しております。また、 現在は経営破綻の状況 にないが、今後経営破 綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以 下、「破綻懸念先」とい う)に係る債権につ いては、債権額から、担 保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込 額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能 力を総合的に判断し必要 と認める額を計上して おります。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャ ッシュ・フローを合理的 に見積もることができる債 権については、当該キャ</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下「破綻先」という)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という) に係る債権については、 以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は 経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る 可能性が大きいと認めら れる債務者(以下「破綻 懸念先」という)に係る 債権については、債権額 から、担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の 支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上 しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャ ッシュ・フローを合理的 に見積もることができる債 権については、当該キャ</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下 「破綻先」という)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という) に係る債権については、 以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は 経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る 可能性が大きいと認めら れる債務者(以下「破綻 懸念先」という)に係る 債権については、債権額 から、担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の 支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上 しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャ ッシュ・フローを合理的 に見積もることができる債 権については、当該キャ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,369百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>ッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,541百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>ッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,733百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 当社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。		
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 国内連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(11) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>当社の預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は815百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(10) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>当社の預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(10) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>当社の預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は875百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>—————</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20,304百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は19,985百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は14,818百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,541百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17,542百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は17,263百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(15)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消費 税の会計処理は、主とし て税抜方式によっており ます。	(13)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
6 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び中央銀行への預 け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び中央銀行への預け金で あります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30—2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30—2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有形固定資産は2,761百万円、無形固定資産は320百万円、その他負債は5,237百万円増加し、特別損失は2,250百万円増加、税金等調整前中間純利益は2,155百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式505百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は31,297百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,511百万円、延滞債権額は9,472百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は928百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,503百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,036百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,045百万円、延滞債権額は17,885百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は534百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,727百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式968百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は51,565百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は279百万円、延滞債権額は9,282百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は419百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,940百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,416百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,969百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,065,928百万円 貸出金 133,206百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,038百万円 コールマネー及び売渡手形 50,000百万円 債券貸借取引受入担保金 491,158百万円 借入金 178,000百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券161,352百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,509百万円、保証金は10,115百万円あります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,193百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,913百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 899,166百万円 貸出金 18,725百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,248百万円 コールマネー及び売渡手形 110,000百万円 債券貸借取引受入担保金 168,181百万円 借入金 222,400百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券158,199百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,507百万円、保証金は10,635百万円あります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,921百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,074百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 945,450百万円 貸出金 24,375百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,249百万円 コールマネー及び売渡手形 110,000百万円 債券貸借取引受入担保金 442,549百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券157,826百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,500百万円、保証金は10,339百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、918,622百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが687,220百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、886,054百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが692,905百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、944,964百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが718,622百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">26,689百万円</p>	※10 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">34,033百万円</p>	※10 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">26,842百万円</p>
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 <p style="text-align: right;">1,287百万円</p> (当中間連結会計期間圧縮記帳額 <p style="text-align: right;">一百万円)</p>	—————	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 <p style="text-align: right;">1,279百万円</p> (当連結会計年度圧縮記帳額 <p style="text-align: right;">一百万円)</p>
※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。	※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。	※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
※13 社債は全額、劣後特約付社債であります。	※13 社債は全額、劣後特約付社債であります。	※13 社債は全額、劣後特約付社債であります。
14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託967,655百万円、貸付信託117,638百万円であります。	14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,736百万円、貸付信託63,494百万円であります。	14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託908,531百万円、貸付信託86,775百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)															
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却507百万円及び株式等償却1,003百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、貸倒引当金取崩額22,172百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却12,959百万円及び株式等償却2,755百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、貸倒引当金戻入益4,232百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 特別損失には、リース取引に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額2,250百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却4,065百万円及び株式等償却1,194百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、貸倒引当金取崩額20,763百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1015 618 1412 846"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>営業用店舗 (2店舗)</td> <td>土地、 建物、 動産</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 (4物件)</td> <td>土地、 建物</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 (3店舗)</td> <td>建物、 動産</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について、営業用店舗は店舗毎に資産をグルーピングし、また、遊休資産は不動産物件毎に、それぞれ、当連結会計年度末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失として特別損失に計上しております。なお、これらの営業用店舗については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、営業用店舗については鑑定評価額等に、遊休資産については鑑定評価額及び売却予定額等に基づき算定しております。</p> <p>—————</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	営業用店舗 (2店舗)	土地、 建物、 動産	190	遊休資産 (4物件)	土地、 建物	57	その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 動産	107
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)														
首都圏	営業用店舗 (2店舗)	土地、 建物、 動産	190														
	遊休資産 (4物件)	土地、 建物	57														
その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 動産	107														

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755	—	—	5,024,755	
第一回第一種 優先株式	280,565	—	48,000	232,565	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	6,105,321	—	48,000	6,057,321	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	691	48	4	735	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	48,000	48,000	—	(注) 2
合計	691	48,048	48,004	735	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(48千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(4千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,024	1.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,823	6.50	平成19年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成19年3月31日	

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755	—	—	5,024,755	
第一回第一種 優先株式	232,565	—	76,848	155,717	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	6,057,321	—	76,848	5,980,472	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	761	65	22	805	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	76,848	76,848	—	(注) 2
合計	761	76,913	76,870	805	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(65千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(22千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,023	1.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,511	6.50	平成20年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成20年3月31日	

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当効力の発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	5,024,755	—	—	5,024,755	
第一回第一種 優先株式	280,565	—	48,000	232,565	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	6,105,321	—	48,000	6,057,321	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	691	82	12	761	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	48,000	48,000	—	(注) 2
合計	691	48,082	48,012	761	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(82千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(12千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,024	1.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,823	6.50	平成19年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成19年3月31日	

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,023	利益剰余金	1.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,511	利益剰余金	6.50	平成20年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	利益剰余金	1.50	平成20年3月31日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table data-bbox="196 477 566 633"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>233,758百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△91,811百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△87,953百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>53,993百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	233,758百万円	定期預け金	△91,811百万円	その他預け金	△87,953百万円	現金及び現金同等物	53,993百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="617 477 987 633"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>394,222百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△261,416百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△62,120百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>70,685百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	394,222百万円	定期預け金	△261,416百万円	その他預け金	△62,120百万円	現金及び現金同等物	70,685百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table data-bbox="1038 443 1409 611"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>382,506百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△260,005百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△55,099百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>67,401百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	382,506百万円	定期預け金	△260,005百万円	その他預け金	△55,099百万円	現金及び現金同等物	67,401百万円
現金預け金勘定	233,758百万円																									
定期預け金	△91,811百万円																									
その他預け金	△87,953百万円																									
現金及び現金同等物	53,993百万円																									
現金預け金勘定	394,222百万円																									
定期預け金	△261,416百万円																									
その他預け金	△62,120百万円																									
現金及び現金同等物	70,685百万円																									
現金預け金勘定	382,506百万円																									
定期預け金	△260,005百万円																									
その他預け金	△55,099百万円																									
現金及び現金同等物	67,401百万円																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>動産</td><td>9,069百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,643百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,712百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>動産</td><td>5,907百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,370百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,278百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>動産</td><td>3,162百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>272百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,434百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1年内</td><td>1,757百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,669百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,427百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支払リース料</td><td>652百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>549百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>54百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	動産	9,069百万円	その他	1,643百万円	合計	10,712百万円	動産	5,907百万円	その他	1,370百万円	合計	7,278百万円	動産	3,162百万円	その他	272百万円	合計	3,434百万円	1年内	1,757百万円	1年超	3,669百万円	合計	5,427百万円	支払リース料	652百万円	減価償却費相当額	549百万円	支払利息相当額	54百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、什器・備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>動産</td><td>9,033百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>896百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,930百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>動産</td><td>5,819百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>679百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,498百万円</td></tr> </table> 年度末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>動産</td><td>3,213百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,431百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1年内</td><td>1,800百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,676百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,476百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>支払リース料</td><td>1,679百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,554百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>146百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	動産	9,033百万円	その他	896百万円	合計	9,930百万円	動産	5,819百万円	その他	679百万円	合計	6,498百万円	動産	3,213百万円	その他	217百万円	合計	3,431百万円	1年内	1,800百万円	1年超	3,676百万円	合計	5,476百万円	支払リース料	1,679百万円	減価償却費相当額	1,554百万円	支払利息相当額	146百万円
動産	9,069百万円																																																													
その他	1,643百万円																																																													
合計	10,712百万円																																																													
動産	5,907百万円																																																													
その他	1,370百万円																																																													
合計	7,278百万円																																																													
動産	3,162百万円																																																													
その他	272百万円																																																													
合計	3,434百万円																																																													
1年内	1,757百万円																																																													
1年超	3,669百万円																																																													
合計	5,427百万円																																																													
支払リース料	652百万円																																																													
減価償却費相当額	549百万円																																																													
支払利息相当額	54百万円																																																													
動産	9,033百万円																																																													
その他	896百万円																																																													
合計	9,930百万円																																																													
動産	5,819百万円																																																													
その他	679百万円																																																													
合計	6,498百万円																																																													
動産	3,213百万円																																																													
その他	217百万円																																																													
合計	3,431百万円																																																													
1年内	1,800百万円																																																													
1年超	3,676百万円																																																													
合計	5,476百万円																																																													
支払リース料	1,679百万円																																																													
減価償却費相当額	1,554百万円																																																													
支払利息相当額	146百万円																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・未経過リース料 1年内 96百万円 1年超 432百万円 合計 528百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1年内 3,160百万円 1年超 2,654百万円 合計 5,815百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・未経過リース料 1年内 192百万円 1年超 238百万円 合計 431百万円

(有価証券関係)

- 1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	190,452	367,815	177,362
債券	1,208,364	1,182,536	25,827
国債	1,108,647	1,083,221	25,425
地方債	11,003	10,937	65
社債	88,713	88,377	336
その他	479,373	475,978	3,395
外国証券	356,502	352,820	3,682
買入金銭債権	119,417	119,360	56
その他	3,453	3,797	344
合計	1,878,190	2,026,331	148,140

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は72百万円(損失)であります。
- 2 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。
- なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」(取得原価42,465百万円、中間連結貸借対照表計上額42,491百万円)、「外国証券」(取得原価52,045百万円、中間連結貸借対照表計上額51,292百万円)、「買入金銭債権」(取得原価119,417百万円、中間連結貸借対照表計上額119,360百万円)に含まれております。
- 3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は910百万円であり、全額株式に係るものであります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	11,392
非上場債券	23,622
信託受益証券	145,844

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	186,444	271,281	84,836
債券	1,069,217	1,036,669	32,547
国債	991,466	958,965	32,500
地方債	8,431	8,439	7
社債	69,319	69,264	55
その他	412,901	398,165	14,735
外国証券	270,316	258,741	11,575
買入金銭債権	125,993	125,611	382
その他	16,591	13,812	2,778
合計	1,668,563	1,706,116	37,552

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2,794百万円(利益)であります。
- 2 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。
- 3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は4,479百万円(うち、株式2,642百万円、外国証券1,836百万円)であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
 - 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	16,122
非上場債券	22,767
買入金銭債権	134,530

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	449	2

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	190,049	292,681	102,632	110,312	7,679
債券	939,723	916,866	22,857	3,654	26,512
国債	856,629	833,366	23,262	3,070	26,333
地方債	9,334	9,417	82	100	17
社債	73,759	74,082	322	483	161
その他	564,544	564,330	214	5,537	5,751
外国証券	430,441	429,769	671	4,593	5,265
買入金銭債権	129,537	129,964	427	711	283
その他	4,566	4,596	29	232	202
合計	1,694,317	1,773,878	79,560	119,504	39,943

(注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は594百万円(利益)であります。

2 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき行なっております。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」(取得原価44,004百万円、連結貸借対照表計上額44,299百万円)、「外国証券」(取得原価81,698百万円、連結貸借対照表計上額79,454百万円)、「買入金銭債権」(取得原価129,537百万円、連結貸借対照表計上額129,964百万円)に含まれております。

3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,065百万円であります。全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	1,914,950	17,528	3,145

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	16,336
非上場債券	22,545
買入金銭債権	120,800

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	48,212	270,175	381,446	239,576
国債	30,106	219,479	362,966	220,814
地方債	2,415	3,325	3,676	
社債	15,691	47,371	14,802	18,762
その他	40,361	459,692	54,703	46,889
外国証券	20,363	312,123	13,081	
買入金銭債権	17,981	144,317	41,576	46,889
その他	2,016	3,251	45	
合計	88,573	729,868	436,149	286,465

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	148,215
その他有価証券	148,215
()繰延税金負債	34,135
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	114,080
()少数株主持分相当額	137
その他有価証券評価差額金	113,942

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額72百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額2百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	34,760
その他有価証券	34,760
()繰延税金負債	3,704
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	31,055
()少数株主持分相当額	118
その他有価証券評価差額金	30,936

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,794百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額1百万円が含まれております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	78,968
その他有価証券	78,968
()繰延税金負債	11,844
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	67,124
()少数株主持分相当額	110
その他有価証券評価差額金	67,014

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額594百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額2百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	28,905	0	0
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約	11,998,784	504	504
	金利スワップ			
	金利オプション			
	その他			
	合計			503

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	688,744	287	287
	為替予約			
	通貨オプション			
	その他			
	合計			287

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,103	2	2
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計			2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	20,000	233	233
	合計			233

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	1,883	7	7
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約	13,659,188	198	198
	金利スワップ			
	金利オプション			
	その他			
	合計			191

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	231,720	78	78
	為替予約			
	通貨オプション			
	その他			
	合計			83

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,500	24	24
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計			24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	20,000	1,906	1,906
	合計			1,906

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) デリバティブ取引の内容

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主として次に掲げるデリバティブ取引を行っております。

- 先物外国為替取引
- 通貨オプション取引
- 通貨スワップ取引
- 金利スワップ取引
- 金利オプション取引
- 金利先物取引および同オプション取引
- 債券店頭オプション取引
- 債券先物取引および同オプション取引
- クレジットデリバティブ

なお、上記 金利オプション取引には、キャップ、フロアー、スワップション等の取引を含んでおります。

(2) デリバティブ取引に対する取組方針と目的

金融の自由化、国際化の流れに伴い、金融市場の発展・整備および金融商品の多様化が進み、取引手法も高度化しています。当社グループにおいては、主に自らのリスク調整などを行う手段として、上に掲げるようなデリバティブ取引を活用しております。

デリバティブ取引の運営に際しては、経営戦略および収益力等を勘案の上、ALM・マーケットリスク委員会の審議を経て市場関連取引の方針とそれに基づく全社ベースの取引管理ルールを制定し、そこで定める一定のリスク限度額、損失限度額および商品別保有限度額等の範囲内で取引を行っております。なお、ALM・マーケットリスク委員会とは、資産、負債の総合的管理を円滑に運営することを目的として、担当役員および本部部長により当社内で組織しているものです。

クレジットデリバティブについては、ポートフォリオマネジメント委員会の審議を経て原則的な取引方針を定め、その方針に基づき、取引を行っております。なお、ポートフォリオマネジメント委員会とは、信用リスク管理を円滑に運営することを目的として、担当役員および本部部長により当社内で組織しているものです。

以上のような方針のもと、当社は主として次の目的で、デリバティブ取引を利用しております。

- 当社の資産負債総合管理(ALM)の一環として行うヘッジ等の取引
- トレーディング業務として行う取引
- 与信集中の削減を目的とするプロテクションの購入

(3) デリバティブ取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引を行うことに伴う主要なリスクとして、次のようなものがあります。

信用リスク

信用を供与している先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス項目を含む)の価値が減少または消失し、当社グループ各社が損失を被るリスク。

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し当社グループが損失を被るリスク(市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当社グループが損失を被るリスク(市場流動性リスク)を含む)。

その他のリスク

当社の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(4) デリバティブ取引に係るリスク管理体制

信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。

与信企画部は、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の枠組みの中で、信用リスク管理を行っております。また、与信企画部は、信用リスク管理の状況等について、月次でポートフォリオマネジメント委員会に報告し、さらに、定期的および必要に応じて経営会議、取締役会等に報告しております。

市場リスク管理体制

市場リスクに関する重要事項は「市場リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMに係る基本方針、資金運用調達に関する事項を始めとした市場リスク管理全般に関する事項の審議、調整を行っております。

総合リスク管理部は、市場リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもオンバランス取引と同一の枠組みの中で、市場リスク管理を行っております。また、総合リスク管理部は、市場リスク管理の状況等について、月次でALM・マーケットリスク委員会に報告し、さらに、定期的および必要に応じて経営会議、取締役会等に報告しております。

連結子会社の行うデリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のものに限定し、当社の総合リスク管理部が定期的にその状況を把握しております。

(5) 契約額・時価等についての補足説明

契約額または時価等に関して補足する事項につきましては、「2 取引の時価等に関する事項」の該当する項目において記載しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,552,590	3,962,072	28,847	28,847
	受取変動・支払固定	5,435,602	3,493,201	26,608	26,608
	受取変動・支払変動	1,132,244	708,244	112	112
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計				2,351

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	108,458		1,551	1,551
	買建	125,204		1,171	1,171
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計				379

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	141		1	1
	買建	846		2	2
	債券先物オプション				
	売建				
	買建				
店頭	債券店頭オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計				1

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建				
	買建	20,000	20,000	1,064	1,064
	合計				1,064

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
割引現在価値により算出しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は信託銀行業以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	126,589	5,102	131,691		131,691
(2) セグメント間の内部 経常収益	370	291	662	(662)	
計	126,960	5,394	132,354	(662)	131,691
経常費用	90,658	5,011	95,669	(292)	95,377
経常利益	36,301	383	36,685	(370)	36,314

- (注) 1 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。
- 2 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、預金払戻引当金につきましては、当中間連結会計期間から、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ「日本」の経常費用は815百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	115,228	5,285	120,513		120,513
(2) セグメント間の内部 経常収益	324	98	422	(422)	
計	115,552	5,384	120,936	(422)	120,513
経常費用	108,803	6,604	115,408	(98)	115,309
経常利益(は経常損失)	6,748	1,220	5,527	(324)	5,203

- (注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	266,377	11,101	277,479		277,479
(2) セグメント間の内部 経常収益	370	350	721	(721)	
計	266,748	11,452	278,200	(721)	277,479
経常費用	184,498	10,699	195,197	(343)	194,853
経常利益	82,249	753	83,002	(377)	82,625

(注) 1 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

2 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、預金払戻損失引当金につきましては、当連結会計年度から、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して「日本」の経常費用は875百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	17,672
連結経常収益	131,691
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	15,561
連結経常収益	120,513
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.9

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	41,550
連結経常収益	277,479
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	14.9

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸付を行っております。

特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は123,240百万円、負債総額(単純合算)は123,240百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	111,700	貸出金利息(百万円)	564

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸付を行っております。

特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は103,978百万円、負債総額(単純合算)は103,978百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	94,374	貸出金利息(百万円)	1,078

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	46.13	27.64	44.21
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	10.30	0.91	17.06
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	6.00	0.56	10.39

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	471,055	339,285	464,293
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	239,294	200,415	242,164
(うち優先株式払込金額)	百万円	(236,282)	(197,858)	(236,282)
(うち優先株式配当金 総額)	百万円	(—)	(—)	(2,711)
(うち少数株主持分)	百万円	(3,011)	(2,556)	(3,170)
普通株式に係る(中間) 期末の純資産額	百万円	231,761	138,870	222,128
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末の 普通株式の数	千株	5,024,020	5,023,950	5,023,994

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益	百万円	51,792	4,589	88,451
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	2,711
(うち優先配当額)	百万円	(—)	(—)	(2,711)
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	51,792	4,589	85,739
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	5,024,045	5,023,976	5,024,026
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	2,711
(うち優先配当額)	百万円	(—)	(—)	(2,711)
普通株式増加数	千株	3,607,701	3,118,432	3,482,142
(うち第一回第一種優先 株式)	千株	(1,669,301)	(1,180,032)	(1,543,742)
(うち第二回第三種優先 株式)	千株	(1,938,400)	(1,938,400)	(1,938,400)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>当社は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり790億円を上限とする自己の株式(優先株式)の取得枠の設定を決議いたしました。本件は、当社の財務健全性の改善を背景に、現在取得請求期間内にある優先株式の転換に伴う普通株式の希薄化を抑制すると共に、資本の質の向上を推進する観点から設定したものです。</p> <p>取得枠の内容</p> <ul style="list-style-type: none">取得する株式の種類 第一回第一種優先株式取得する株式の数 上限 232,565,372株株式の取得価額の総額 上限 790億円取得することができる期間 平成20年6月26日から1年を超えない期間内取得方法 株主との相対取引 優先株式の株主 株式会社みずほフィナンシャルグループ

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>当社を受託者、大阪市を委託者とする土地信託契約に関連し、当社は委託者を相手とする土地信託事業に係る費用補償及び遅延損害金を求める訴訟の提起を平成20年5月21日付で大阪地方裁判所にて行うとともに、委託者より事業配当金及び遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を平成20年5月23日付で同裁判所にて受けております。なお、当社は、先方の主張は法的妥当性を欠く不当なものであるとの主張を行う方針であります。</p>

2 【その他】

(第2四半期連結会計期間に係る損益計算書)

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	62,765
信託報酬	16,388
資金運用収益	24,235
(うち貸出金利息)	15,652
(うち有価証券利息配当金)	5,904
役務取引等収益	15,843
特定取引収益	389
その他業務収益	1,617
その他経常収益	4,291
経常費用	66,674
資金調達費用	11,139
(うち預金利息)	4,779
役務取引等費用	3,991
特定取引費用	50
その他業務費用	2,410
営業経費	29,466
その他経常費用	19,616
経常損失()	3,909
特別利益	106
特別損失	118
税金等調整前四半期純損失()	3,921
法人税、住民税及び事業税	153
法人税等調整額	3,961
法人税等合計	4,114
少数株主損失()	198
四半期純損失()	7,837

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1 その他経常費用には、貸出金償却12,055百万円、貸倒引当金繰入額1,116百万円、株式等償却2,730百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	166,815	330,187	307,347
コールローン	200,000	1,036	10,000
債券貸借取引支払保証金	32,282	-	51,864
買入金銭債権	333,820	335,133	335,964
特定取引資産	26,423	27,999	40,465
有価証券	1, 8 1,939,013	1, 8 1,610,380	1, 8 1,674,882
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,502,837	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,444,486	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,481,359
外国為替	1,516	1,499	1,428
その他資産	8 192,005	8 181,912	8 204,768
有形固定資産	10, 11 32,396	10 31,992	10, 11 31,953
無形固定資産	17,777	17,775	17,701
繰延税金資産	25,700	46,091	37,987
支払承諾見返	37,620	38,785	38,673
貸倒引当金	24,481	20,124	24,630
投資損失引当金	7	-	-
資産の部合計	6,483,723	6,047,157	6,209,765
負債の部			
預金	8 2,985,278	8 2,793,168	8 2,696,877
譲渡性預金	564,300	815,170	734,560
コールマネー	8 387,445	8 535,309	8 580,664
債券貸借取引受入担保金	8 523,023	8 168,181	8 442,549
特定取引負債	25,066	28,992	32,300
借入金	8, 12 198,016	8, 12 242,400	12 20,000
外国為替	12	5	12
社債	13 162,200	13 162,200	13 162,200
信託勘定借	1,061,071	859,710	952,087
その他負債	51,355	45,213	67,513
未払法人税等		464	672
リース債務		700	
その他の負債		44,048	
賞与引当金	1,877	2,070	1,901
退職給付引当金	10,572	11,232	10,852
役員退職慰労引当金	323	-	423
偶発損失引当金	11,642	12,559	12,590
預金払戻損失引当金	815	910	875
支払承諾	37,620	38,785	38,673
負債の部合計	6,020,623	5,715,911	5,754,083

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	247,231	247,231	247,231
資本剰余金	15,367	15,367	15,367
資本準備金	15,367	15,367	15,367
利益剰余金	86,640	38,956	122,005
利益準備金	6,514	8,061	6,514
その他利益剰余金	80,126	30,895	115,491
繰越利益剰余金	80,126	30,895	115,491
自己株式	121	133	126
株主資本合計	349,118	301,421	384,478
その他有価証券評価差額金	113,678	30,934	66,803
繰延ヘッジ損益	302	1,110	4,399
評価・換算差額等合計	113,981	29,824	71,203
純資産の部合計	463,100	331,246	455,681
負債及び純資産の部合計	6,483,723	6,047,157	6,209,765

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	116,333	102,448	243,773
信託報酬	32,468	28,962	63,003
資金運用収益	50,148	46,394	100,959
(うち貸出金利息)	30,825	30,969	61,996
(うち有価証券利息配当金)	15,559	11,372	29,645
役務取引等収益	25,997	18,942	57,886
特定取引収益	570	726	1,108
その他業務収益	3,626	5,119	15,056
その他経常収益	3,522	2,302	5,757
経常費用	81,446	98,371	165,038
資金調達費用	23,909	19,951	47,467
(うち預金利息)	7,760	7,851	15,595
役務取引等費用	7,969	7,535	15,012
その他業務費用	742	2,149	2,862
営業経費	※1 45,816	※1 49,938	90,563
その他経常費用	※2 3,008	※2 18,797	※2 9,132
経常利益	34,887	4,076	78,735
特別利益	※3 23,708	※3 4,219	※3 22,955
特別損失	350	※5 778	※4 929
税引前中間純利益	58,245	7,517	100,761
法人税、住民税及び事業税	9	11	20
法人税等調整額	6,836	3,819	13,975
法人税等合計		3,830	
中間純利益	51,400	3,686	86,764

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	247,231	247,231	247,231
当中間期末残高	247,231	247,231	247,231
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	15,367	15,367	15,367
当中間期末残高	15,367	15,367	15,367
その他資本剰余金			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
資本剰余金合計			
前期末残高	15,367	15,367	15,367
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	15,367	15,367	15,367
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	4,904	6,514	4,904
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,609	1,547	1,609
当中間期変動額合計	1,609	1,547	1,609
当中間期末残高	6,514	8,061	6,514
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	98,383	115,491	98,383
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,657	△9,282	△9,657
中間純利益	51,400	3,686	86,764
自己株式の処分	—	△0	—
自己株式の消却	△59,999	△78,999	△59,999
当中間期変動額合計	△18,256	△84,596	17,108
当中間期末残高	80,126	30,895	115,491

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	103,287	122,005	103,287
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,047	△7,735	△8,047
中間純利益	51,400	3,686	86,764
自己株式の処分	—	△0	—
自己株式の消却	△59,999	△78,999	△59,999
当中間期変動額合計	△16,647	△83,049	18,717
当中間期末残高	86,640	38,956	122,005
自己株式			
前期末残高	△110	△126	△110
当中間期変動額			
自己株式の取得	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の処分	0	3	2
自己株式の消却	60,000	78,999	60,000
当中間期変動額合計	△10	△7	△15
当中間期末残高	△121	△133	△126
株主資本合計			
前期末残高	365,776	384,478	365,776
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,047	△7,735	△8,047
中間純利益	51,400	3,686	86,764
自己株式の取得	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の処分	1	3	2
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	△16,657	△83,056	18,702
当中間期末残高	349,118	301,421	384,478
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	141,816	66,803	141,816
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△28,137	△35,868	△75,012
当中間期変動額合計	△28,137	△35,868	△75,012
当中間期末残高	113,678	30,934	66,803
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	782	4,399	782
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△479	△5,509	3,616
当中間期変動額合計	△479	△5,509	3,616
当中間期末残高	302	△1,110	4,399

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	142,599	71,203	142,599
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△28,617	△41,378	△71,396
当中間期変動額合計	△28,617	△41,378	△71,396
当中間期末残高	113,981	29,824	71,203
純資産合計			
前期末残高	508,375	455,681	508,375
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,047	△7,735	△8,047
中間純利益	51,400	3,686	86,764
自己株式の取得	△60,011	△79,011	△60,017
自己株式の処分	1	3	2
自己株式の消却	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△28,617	△41,378	△71,396
当中間期変動額合計	△45,275	△124,435	△52,693
当中間期末残高	463,100	331,246	455,681

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が56百万円、有価証券が726百万円減少するとともに、その他有価証券評価差額金が783百万円減少しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が427百万円増加、有価証券が1,948百万円減少するとともに、繰延税金資産が617百万円増加、その他有価証券評価差額金が903百万円減少しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：2～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3～50年 その他：2～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：2～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>
		<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法を採用しております。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当て</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当て</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,452百万円であります。</p>	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,647百万円であります。</p>	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,361百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	—	—
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	—————	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 偶発損失引当金 同左	(5) 偶発損失引当金 同左
	(7) 預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は815百万円減少しております。	(5) 預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は875百万円減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	—————	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたっ</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20,304百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は19,985百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は14,818百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,541百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等 同左</p>	<p>て、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17,542百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は17,263百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有形固定資産は235百万円、無形固定資産は60百万円、その他負債は700百万円増加し、特別損失は492百万円増加、税引前中間純利益は404百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 13,100百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は31,297百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,400百万円、延滞債権額は8,830百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 10,790百万円</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,541百万円、延滞債権額は16,744百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 13,100百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は51,565百万円あります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は109百万円、延滞債権額は8,154百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は928百万円でありませす。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,503百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,663百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してあります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してあります。その額面金額は、2,969百万円でありませす。</p>	<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は364百万円でありませす。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,727百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,378百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してあります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してあります。その額面金額は、1,913百万円でありませす。</p>	<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は419百万円でありませす。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,940百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,622百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してあります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してあります。その額面金額は3,074百万円でありませす。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,065,928百万円 貸出金 133,206百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,038百万円 コールマネー 50,000百万円 債券貸借取引 491,158百万円 受入担保金 借入金 178,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券132,082百万円を差入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,509百万円、保証金は7,465百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、932,604百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが701,203百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 899,166百万円 貸出金 18,725百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,248百万円 コールマネー 110,000百万円 債券貸借取引 168,181百万円 受入担保金 借入金 222,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券129,416百万円を差入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,507百万円、保証金は7,759百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、902,634百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが709,484百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 945,450百万円 貸出金 24,375百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,249百万円 コールマネー 110,000百万円 債券貸借取引 442,549百万円 受入担保金</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券130,284百万円を差入れております。なお、子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。また、その他の資産のうち保証金は7,702百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、965,458百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが739,116百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,229百万円</p> <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,287百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託967,655百万円、貸付信託117,638百万円であります。</p> <p>15 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 8百万円</p>	<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 26,250百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,736百万円、貸付信託63,494百万円であります。</p>	<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,194百万円</p> <p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,279百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金は、全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託908,531百万円、貸付信託86,775百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)															
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 837百万円 無形固定資産 3,641百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却507百万円及び株式等償却1,003百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、貸倒引当金取崩額22,191百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 844百万円 無形固定資産 3,887百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却12,955百万円及び株式等償却5,085百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、貸倒引当金戻入益3,887百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、リース取引に関する会計基準を適用したことに伴う前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額492百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、貸出金償却4,051百万円及び株式等償却1,194百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、貸倒引当金取崩額21,000百万円を含んでおります。</p> <p>4 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1013 784 1404 1008"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>営業用店舗 (2店舗)</td> <td>土地、 建物、 動産</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 (4物件)</td> <td>土地、 建物</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 (3店舗)</td> <td>建物、 動産</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について、営業用店舗は店舗毎に資産をグルーピングし、また、遊休資産は不動産物件毎に、それぞれ、当事業年度末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失として特別損失に計上しております。なお、これらの営業用店舗については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、営業用店舗については鑑定評価額等に、遊休資産については鑑定評価額及び売却予定額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	営業用店舗 (2店舗)	土地、 建物、 動産	190	遊休資産 (4物件)	土地、 建物	57	その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 動産	107
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)														
首都圏	営業用店舗 (2店舗)	土地、 建物、 動産	190														
	遊休資産 (4物件)	土地、 建物	57														
その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 動産	107														

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	691	48	4	735	(注) 1
第一回第一種 優先株式		48,000	48,000		(注) 2
合計	691	48,048	48,004	735	

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取(48千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(4千株)によるものであります。

2 自己株式(第一回第一種優先株式)の増加及び減少は、取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	761	65	22	805	(注) 1
第一回第一種 優先株式		76,848	76,848		(注) 2
合計	761	76,913	76,870	805	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(65千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(22千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	691	82	12	761	(注) 1
第一回第一種 優先株式		48,000	48,000		(注) 2
合計	691	48,082	48,012	761	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(82千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(12千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,880百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>176百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,056百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,395百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>119百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,515百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>484百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>57百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>541百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>346百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>718百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,065百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>187百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>16百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	1,880百万円	その他	176百万円	合計	2,056百万円	動産	1,395百万円	その他	119百万円	合計	1,515百万円	動産	484百万円	その他	57百万円	合計	541百万円	1年内	346百万円	1年超	718百万円	合計	1,065百万円	支払リース料	187百万円	減価償却費相当額	146百万円	支払利息相当額	16百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、什器・備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,821百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>176百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,997百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,469百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>133百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,602百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>352百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>394百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>343百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>546百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>890百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>365百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>290百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>30百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	1,821百万円	その他	176百万円	合計	1,997百万円	動産	1,469百万円	その他	133百万円	合計	1,602百万円	動産	352百万円	その他	42百万円	合計	394百万円	1年内	343百万円	1年超	546百万円	合計	890百万円	支払リース料	365百万円	減価償却費相当額	290百万円	支払利息相当額	30百万円
動産	1,880百万円																																																													
その他	176百万円																																																													
合計	2,056百万円																																																													
動産	1,395百万円																																																													
その他	119百万円																																																													
合計	1,515百万円																																																													
動産	484百万円																																																													
その他	57百万円																																																													
合計	541百万円																																																													
1年内	346百万円																																																													
1年超	718百万円																																																													
合計	1,065百万円																																																													
支払リース料	187百万円																																																													
減価償却費相当額	146百万円																																																													
支払利息相当額	16百万円																																																													
動産	1,821百万円																																																													
その他	176百万円																																																													
合計	1,997百万円																																																													
動産	1,469百万円																																																													
その他	133百万円																																																													
合計	1,602百万円																																																													
動産	352百万円																																																													
その他	42百万円																																																													
合計	394百万円																																																													
1年内	343百万円																																																													
1年超	546百万円																																																													
合計	890百万円																																																													
支払リース料	365百万円																																																													
減価償却費相当額	290百万円																																																													
支払利息相当額	30百万円																																																													

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・未経過リース料 該当ありません。	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1年内 2,741百万円 1年超 1,370百万円 合計 4,112百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・未経過リース料 該当ありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>当社は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり790億円を上限とする自己の株式(優先株式)の取得枠の設定を決議いたしました。本件は、当社の財務健全性の改善を背景に、現在取得請求期間内にある優先株式の転換に伴う普通株式の希薄化を抑制すると共に、資本の質の向上を推進する観点から設定したものです。</p> <p>取得枠の内容</p> <ul style="list-style-type: none">取得する株式の種類 第一回第一種優先株式取得する株式の数 上限 232,565,372株株式の取得価額の総額 上限 790億円取得することができる期間 平成20年6月26日から1年を超えない期間内取得方法 株主との相対取引 優先株式の株主 株式会社みずほフィナンシャルグループ

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>当社を受託者、大阪市を委託者とする土地信託契約に関連し、当社は委託者を相手とする土地信託事業に係る費用補償及び遅延損害金を求める訴訟の提起を平成20年5月21日付で大阪地方裁判所にて行うとともに、委託者より事業配当金及び遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を平成20年5月23日付で同裁判所にて受けております。なお、当社は、先方の主張は法的妥当性を欠く不当なものであるとの主張を行う方針であります。</p>

4 【その他】

中間配当

第139期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月13日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,373,631	4.19	2,346,098	4.21	2,390,797	4.03
有価証券	10,643,508	18.76	6,907,838	12.40	10,036,759	16.93
信託受益権	29,545,341	52.09	31,715,812	56.91	31,074,656	52.42
受託有価証券	698,968	1.23	809,825	1.45	749,097	1.26
金銭債権	6,329,596	11.16	6,494,596	11.65	6,414,852	10.82
有形固定資産	5,203,891	9.17	5,679,151	10.19	5,536,242	9.34
無形固定資産	132,284	0.23	144,473	0.26	143,798	0.24
その他債権	133,293	0.23	94,860	0.17	1,292,860	2.18
コールローン	33,534	0.06	18,600	0.03	27,801	0.05
銀行勘定貸	1,061,071	1.87	859,710	1.54	952,087	1.61
現金預け金	570,399	1.01	660,709	1.19	666,562	1.12
合計	56,725,520	100.00	55,731,677	100.00	59,285,515	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	21,563,639	38.02	17,998,045	32.29	22,502,854	37.96
年金信託	4,385,372	7.73	3,995,136	7.17	4,197,246	7.08
財産形成給付信託	5,687	0.01	3,696	0.01	5,536	0.01
貸付信託	118,964	0.21	64,364	0.11	87,843	0.15
投資信託	7,564,117	13.33	9,723,767	17.45	8,757,949	14.77
金銭信託以外の金銭の信託	2,993,534	5.28	2,733,938	4.91	2,779,194	4.69
有価証券の信託	4,667,478	8.23	4,924,860	8.84	4,881,080	8.23
金銭債権の信託	6,234,801	10.99	6,325,559	11.35	6,317,224	10.65
動産の信託	321	0.00	95	0.00	208	0.00
土地及びその定着物の信託	445,211	0.78	420,433	0.75	444,995	0.75
包括信託	8,743,191	15.41	9,538,221	17.11	9,308,000	15.70
その他の信託	3,200	0.01	3,558	0.01	3,380	0.01
合計	56,725,520	100.00	55,731,677	100.00	59,285,515	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末3,007,927百万円、当中間会計期間末2,430,909百万円、前事業年度末2,638,431百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

3 信託受益権 前中間会計期間末29,545,341百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額28,606,524百万円が含まれております。

4 信託受益権 当中間会計期間末31,715,812百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額30,634,204百万円が含まれております。

5 信託受益権 前事業年度末31,074,656百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額30,059,557百万円が含まれております。

6 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末46,061百万円のうち、延滞債権額は7,314百万円であり、

7 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末36,148百万円のうち、延滞債権額は3,147百万円であり、

8 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末39,904百万円のうち、延滞債権額は3,154百万円であり、

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 池田輝彦 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原和信 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見睦生 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井義博 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久保暢子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 見 睦 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 池田輝彦 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原和信 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見睦生 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井義博 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久保暢子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 見 睦 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第139期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

